

- 2 には該当するものに「レ」印を記入してください。
- 3 開示の方法は、実施機関の定めるところによりますので、希望する方法に対応できない場合があります。
- 4 依頼の際には、死者の死亡の事実及び当該死者との関係を証明する書類及び開示依頼者本人であることを証明する書類（運転免許証、個人番号カード等）を提出し、又は提示してください。
- 5 法定代理人又は任意代理人が依頼する場合には、注4の書類のほか代理権を有することを証する書類を提出し、又は提示してください。
- 6 依頼書を送付して依頼する場合には、加えて住民票を提出してください（30日以内に作成されたものに限る。）。

(職員記入欄)

依頼者本人 確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書	
	<input type="checkbox"/> その他広域連合長が適当と認める書類（次の第1号から第4号までに掲げる書類） (1) 資格確認書（資格情報のお知らせは除く。） (2) 住民基本台帳カード (3) 身分証明書（弁護士、保険調査員等） (4) その他（ ）	
法定代理人 資格確認書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 家庭裁判所の証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
任意代理人 資格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
死者との 関係確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本（抄本） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
法定相続人 受遺者の関係 確認書類	1 法定相続人	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本（抄本） <input type="checkbox"/> その他（ ）
	2 受遺者	<input type="checkbox"/> 遺言書 <input type="checkbox"/> 遺産分割協議書 <input type="checkbox"/> その他遺贈を証する書類
送付による 依頼の場合	<input type="checkbox"/> 住民票の写し（申請日の30日以内に取得したのものに限る。コピー不可。）	